

○太宰府市税制審議会規則

平成13年3月30日

規則第3号

改正 平成15年9月26日規則第47号

平成19年9月27日規則第33号

平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市税制審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法定外税の導入に関すること。
- (2) その他税務行政に関すること。

(組織)

第3条 この審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体代表
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部税務課において処理する。

(平15規則47・平19規則33・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。